

【表紙】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 東海財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年6月26日 |
| 【会社名】 | 国産電機株式会社 |
| 【英訳名】 | Kokusan Denki Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 吉川 力夫 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 静岡県沼津市大岡3744番地 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

- (1) 代表取締役社長 吉川力夫は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しております。
- (2) 当社グループは、平成23年3月30日企業会計審議会より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。
- (3) なお内部統制は、その各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能する事で、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものでありますが、内部統制固有の限界を有する為、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

- (1) 当社グループは、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として、財務報告に係る内部統制の評価を実施致しました。
- (2) 財務報告に係る内部統制の評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠致しました。
- (3) 本評価に於いては、全社的な内部統制の整備及び運用状況进行评估し、当該評価結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価に於いては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性評価を行いました。
- (4) 財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲と致しました。
当該評価範囲を決定した手順、方法としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定致しました。
「全社的な内部統制」及び「決算・財務報告プロセスの内、全社的な観点での評価が適切なもの」の評価は、原則として全ての事業拠点について行う事とされておりますが、評価範囲決定においては財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点に係るものについて、その重要性を勘案して評価の対象外と致しました。
「決算・財務報告プロセス」以外の業務プロセスの評価範囲に関し重要な事業拠点を選定する際には、売上高を指標として全体の一定割合(概ね2/3)に達している事業拠点を評価の対象としました。
又、連結売上高に含まれない持分法適用会社については、投資損益を用いて財務報告に対する影響の重要性を勘案し、全社的な内部統制及び重要な業務プロセスを評価の対象と致しました。
当該重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高・売掛金・及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象と致しました。さらに、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に至る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成24年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。